

災害時機械等賃貸借確認書

寒川町と寒川建設業協会との災害応急対策に関する協定書に基づき、寒川町（以下「甲」という。）と寒川建設業協会（以下「乙」という。）との間において土木機械等の賃貸借について次のとおり確認する。

第1条 災害時における町道等の維持確保を目的とする。

第2条 乙は、協定書第4条に掲げる機械等を甲に賃貸する。

第3条 賃貸借金は、その都度甲乙協議して算出するものとする。なお、取引に係わる消費税額は、消費税法第29条（昭和63年法律第108号）及び地方税法第72条の83項（昭和25年法律第226号）規定により算出したものとする。

2 賃貸借金は、正当な請求書を受領した日から起算して30日以内に支払うものとする。

第4条 出動に要する燃料及び機械等の故障その他一切の費用については、乙の負担とする。

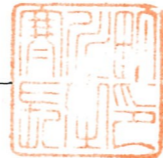
第5条 この契約において、甲乙間に紛争が生じたとき又はこの契約に定めのない事項については、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

この確認書の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

平成9年1月17日

甲 寒川町宮山165番地
寒川町

寒川町長 藤沢賢



乙 寒川町宮山923番地7
寒川建設業協会

会長 中沢和己



寒川建設業協会災害応急工作隊規約

（名称）

第1条 この隊は、寒川建設業協会災害応急工作隊と称する。

（目的）

第2条 この隊は、寒川町内における、地震、洪水その他の災害に対し、寒川町長の要請に基づき随時出動し、水害その他の災害の防禦、災害箇所の復旧等の応急工作に従事することを目的とする。

（事務所）

第3条 この隊は、本部を寒川町923番地の7寒川建設業協会事務所に置く。

（構成）

第4条 この隊は、寒川建設業協会会員をもって組織する。

（役員）

第5条 この隊に、次の役員を置く。

隊長 1人
副隊長 2人

（役員を選出）

第6条 隊長及び副隊長は、寒川建設業協会会長及び副会長とする。

（隊長の職務）

第7条 隊長は、災害の発生が予想されるとき、又は発生したときは常に本部にあって、寒川町長と緊密な連絡をとり、本隊の目的達成のため、隊務を掌理する。

（副隊長の職務）

第8条 副隊長は隊長を補佐し、隊長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

（隊員の職務）

第9条 隊員は、隊長の指令により、その所有する機械、車両、資材及び労力を必要に応じて町に供給し、本隊の目的達成のために努力する。

（この規約に定めのない事項）

第10条 この規約に定めのない事項については、その都度寒川町長その他関係機関と協議して定める。

附則

この規約は、平成9年1月17日から施行する。